

○免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について

受講受付の際の確認方法

申込確認書◆この用紙は、ご署名の上、申込書と一緒に提出ください◆

以下の事項について確認し、確認した事項の□に✓を入れてください。

- 改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません。
(ただし、所定の期間内の履修認定に限る) (※注)
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時間に限り、あらためて受講する必要はありません。(ただし、所定の期間内の履修認定に限る) (※注)
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます。
(他の領域への振り替えはできません)
- 選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます。
(他の領域への振り替えはできません)
- 選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます。
(他の領域への振り替えはできません)

上記の内容を確認の上、免許状更新講習に申込みます。

氏名 _____

(※注) 免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。

○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。